

五木村国土強靱化地域計画

令和2年8月

五 木 村

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2

第1章 基本的な考え方

1 基本目標	3
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	3

第2章 本村の地域特性

1 地理的特性	5
2 自然環境	5
3 本村における災害リスク	7

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	11
2 評価の結果	13

第4章 強靱化の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	14
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	22
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	31

4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	34
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	36
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	39
7	制御不能な二次災害を発生させない	43
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	47

第5章 計画の推進と見直し

1	計画の推進体制	52
2	計画の見直し	52

【別紙】

脆弱性評価結果	55
---------	----

はじめに

1 計画策定の趣旨

本村は、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成16年の台風による災害、平成17年の大雨による土砂災害、及び台風による浸水被害、平成24年の集中豪雨による災害、平成28年の大雨による山腹崩壊など、多くの風水害が発生している。

この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成28年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害をもたらされた。

本村は、熊本地震の対応に係る検証を踏まえた、県地域防災計画の見直しに合わせ、五木村防災計画を見直し、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「五木村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

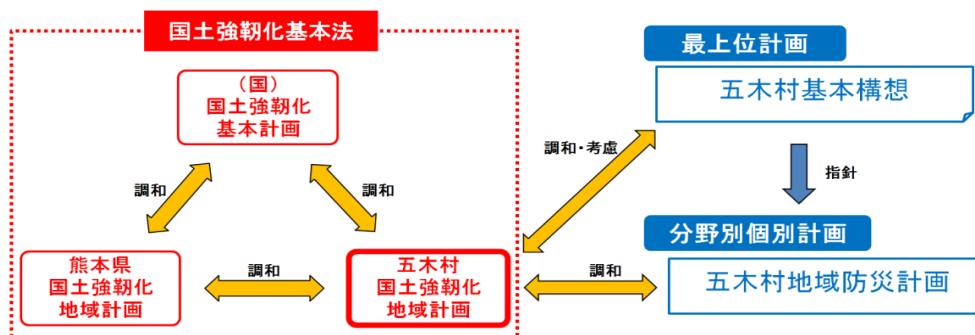
国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本村における国土の強靱化の指針として「五木村国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本村の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

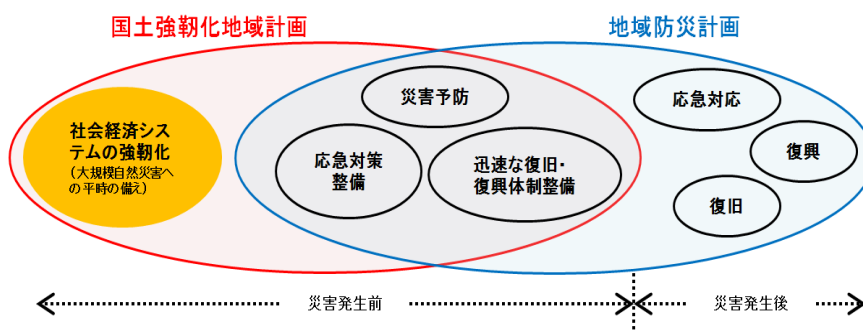
地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された五木村地域防災計画や本村の基本方針である「五木村基本構想」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、村境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本村基本方針等との関係>



<「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」との関係>



3 計画期間

本計画は、中長期的な展望と社会経済情勢の変化や国や県の国土強靱化施策の推進状況等に応じるため、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。但し、計画期間中であっても、国、県、本村の動向や社会経済情勢の変化により、必要に応じ見直しを検討する。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、本村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、本村が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 村民の生命を守ること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県との連携だけでなく、国、他の自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（村民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 五木村の地域特性

1 地理的特性

本村は、熊本県の南部、球磨郡の北側に位置し、村全体が九州山地の山岳地帯にあたるため、標高1,000mから1,500mの山々が連なり、平坦部は極めて少なく全体的に急峻な地形となっている。

このため雨量が多く、多くの溪谷からの水を集め村を縦断する川辺川と五木小川に集中し、時には大きな災害を起こしかねない現状である。

また、本村と村外とを結ぶ幹線については、南北を縦断する国道445号と中央部から八代市を結ぶ主要地方道宮原五木線の2本となっており、大雨の際は、交通規制により孤立（陸の孤島）する恐れがある。

2 自然環境

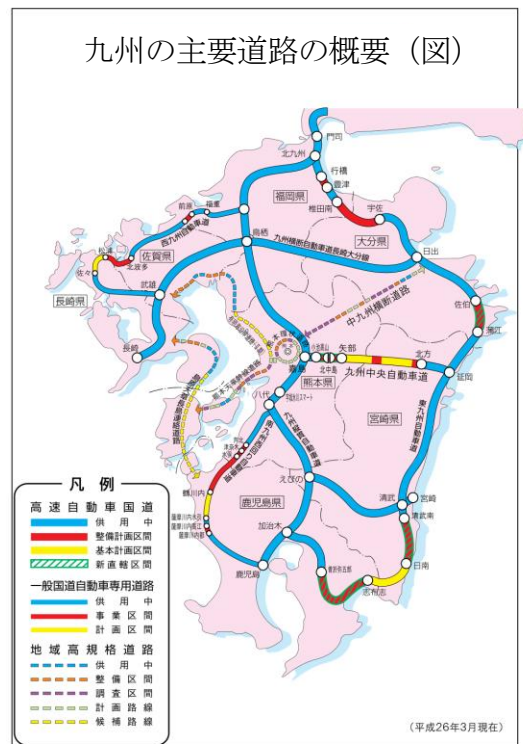
(1) 本村の気候

球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。

(2) 本村の降水量

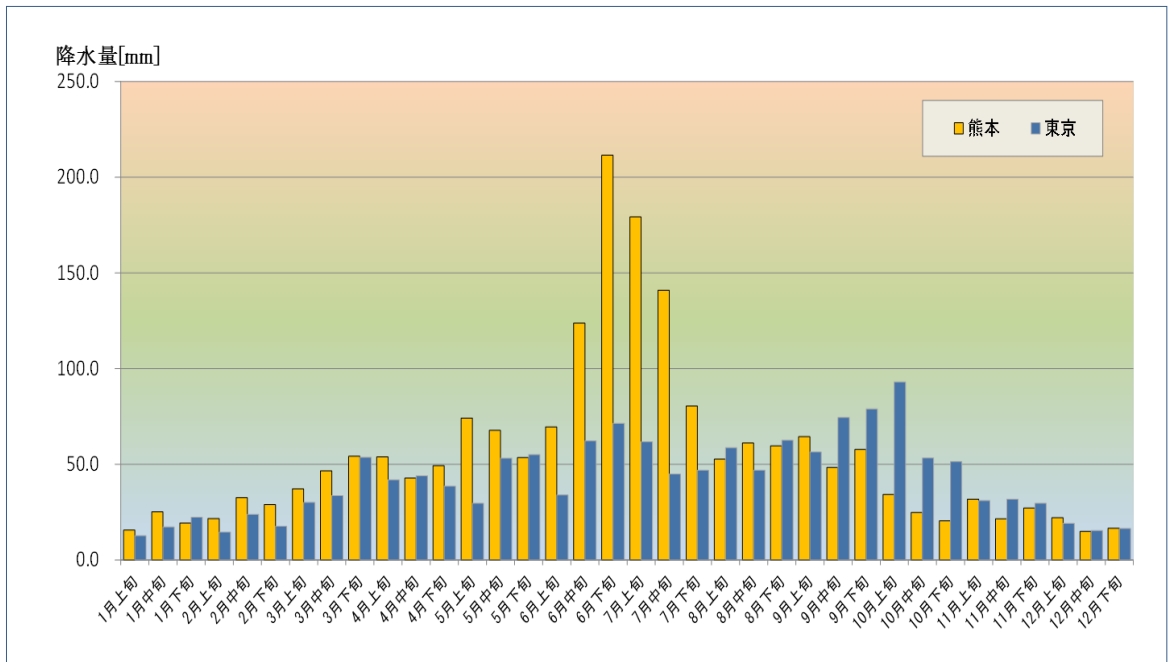
本村は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく大雨や集中豪雨が発生しやすい。

特に、梅雨時期の降水量は多く（6～7月の2ヵ月間の降水量は、年間降水量の約4割を占める）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。



熊本県の天気予報区域
(出典：熊本地方気象台)

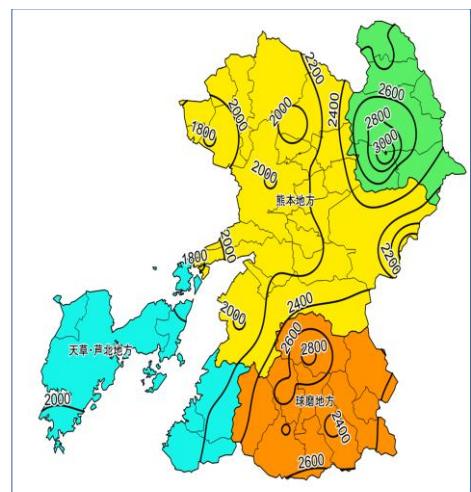
(参考：本県と東京都との年間降水量の比較)



(気象庁資料を参考に県作成)

本村の年間の降水量を見ると、2,800mmに達している。

(右図) 本村の年間降水量分布図 単位 (mm)



(出典：熊本地方気象台)

(3) 本村の気温

一般的に冷涼で、年間平均気温は15.3℃程であるが、最高気温は34℃を超え、最低気温は-7℃を下回るなど寒暖の差が激しい。

3 本村における災害リスク

(1) 風水害

本村における風水害は、昭和38年1月の豪雪に始まり同年8月の大水害、続いて翌昭和39年8月の台風14号、重ねて昭和40年7月、8月の水害に続く台風15号と連続の災害に見舞われ、村内随所に山津波を起こしその濁流は一瞬にして尊い人命を奪い、住家、山林、田畑を流失した。

昭和59年6月、竹の川地区で集中豪雨による大崩壊があり、4世帯13名が生き埋めとなった。平成10年には栗鶴地区において集中豪雨による山地崩壊が発生し、6世帯12名が近くの集会所で4日間に亘っての避難生活を余儀なくされた。

また、平成16年8月末から9月にかけて台風16号、台風18号が来襲し、国道445号築切地内において道路が崩落、当該地区に避難勧告を発令するなど住民生活に大きな影響を与えた。平成17年7月には入鴨地区の大雨による土砂災害で住宅3棟が全半壊により滅失し、さらに9月の台風14号では国道445号築切での新たな道路決壊及び鶴地区住宅等への浸水被害が発生した。翌平成18年7月には梅雨前線豪雨により築切地内のチッソ(株)えん堤が決壊、又、国道445号においては河川の氾濫により4年連続で道路が決壊した。

平成24年7月には、集中豪雨により村内の至る箇所で被害が発生し、特に主要地方道宮原五木線元井谷地内では、河川の氾濫で道路が決壊するなど大きな被害を受け、さらに九折瀬地区及び高野地区では、土砂災害等の要因から避難勧告を発令するなど住民生活に大きな影響を与えた。近年では、平成28年7月の梅雨前線豪雨により小鶴地区の山腹崩壊が発生し、店舗が全壊した。

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本村に影響を及ぼす主要活断層としては日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野－白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野－白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年4月14日）・本震（平成28年4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生したことがある（平成29年9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

【参考2】主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯（高野－白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/東部）	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/西部）	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯（大分平野-湯布院断層帯/東部）	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯（大分平野-湯布院断層帯/西部）	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯（野稻岳-万年山断層帯）	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3%（最大2.6%）
別府・万年山断層帯（崖平山-亀石山断層帯）	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

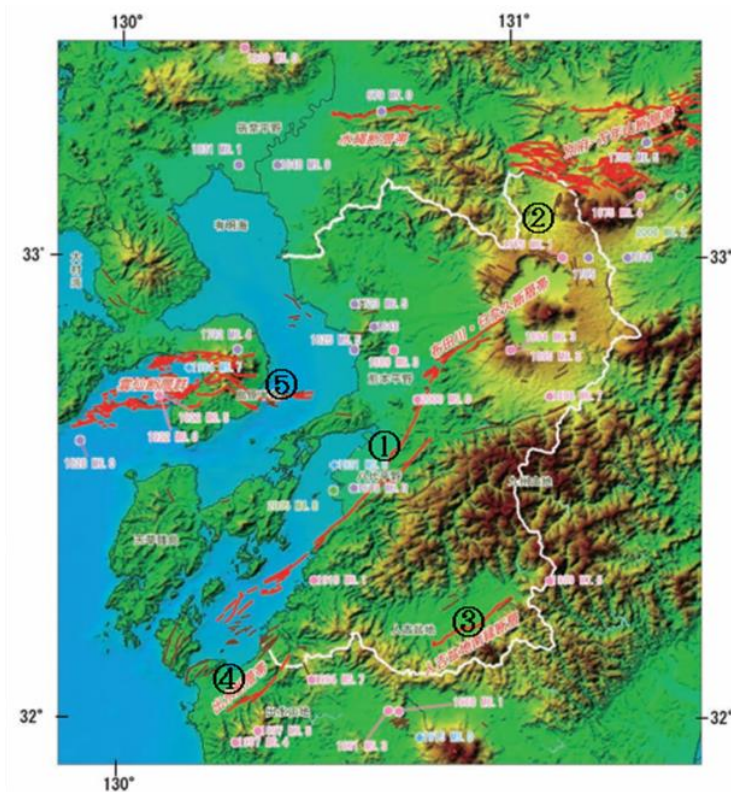
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

【出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2017年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）】

[参考3] 熊本周辺の主要活断層



- ① 布田川・日奈久断層帯
- ② 別府・万年山断層帯
- ③ 人吉盆地南縁断層
- ④ 出水断層帯
- ⑤ 雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を超える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている（注1、注2）。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成25年12月）に基づき、県内の10市町村（注3）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害

想定は死者120人、建物の全壊は18,900棟などの結果となっている。

(注1) (出典) 宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

(注2) (出典) 大分県地震津波被害想定調査結果

(注3) (出典) 宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

[参考4] 熊本県地震・津波被害想定調査結果

熊本県において、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計が行われた。

(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)	布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	1 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本村の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2 防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	農地や農業施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下
		5-4	交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（3）評価の実施手順

- ① 各担当課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、村、防災関係機関、民間事業者、NPO、村民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県との連携だけでなく、平時から国や県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、村だけでなく、民間事業者、NPO、村民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本村は、第2章に示したとおり、地理的・地形的な特性から大雨や集中豪雨が発生しやすい。また、本村に影響を及ぼす主要活断層として、その活動が熊本地震（前震）の原因と考えられている日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本村における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1)

大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設課】

- 村内住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、県に対して耐震診断士を派遣要請するとともに、耐震改修等について財政的な支援を行う。また、住宅耐震改修に対する村民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

(宅地の耐震化) 【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、県と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防署を通じ、普及促進を図る。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

- 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガ

ス管（ポリエチレン管）への取替えを推進する。

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LPガス事業者においてはLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民一人ひとりが身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動直後の研修実施や、災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存する

デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。

(交通施設の耐災性の強化)【建設課】

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体	村民
住宅の耐震化	住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるための体制整備	建設課		○	○		○
宅地の耐震化	盛土造成地の崩落防止対策、宅地被害の状況把握の体制整備	建設課		○	○		○
住宅密集地における火災の拡大防止	感電ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器の普及	総務課		○	○	○	○
ガス設備の耐災性の強化	LPGガス事業者の安全装置の整備等、自主保安活動の促進	総務課		○	○	○	
家庭・事業所における地震対策	家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施	総務課		○	○	○	○
災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	総務課		○	○		
防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化	総務課		○	○		
	人事異動直後の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	総務課			○		
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート、Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	総務課		○	○		
	報道機関等との連携体制構築	総務課		○	○	○	
	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制整備	総務課		○	○		
過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備や災害遺構等の適切な保存・管理	総務課		○	○		
交通施設の耐災性の強化	大規模災害時における交通施設の倒壊等防止ため、施設の耐震化や防災対策の取組み促進 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物等、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【保健福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【総務課・建設課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防署を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(過去の教訓や経験の伝承) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
公共建築物等、学校施設の耐震化及び火災防止	公共建築物等、学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び消防設備の維持管理	総務課 建設課 教育委員会 施設所管課		○	○		
医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止	医療施設、社会福祉施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理	保健福祉課		○	○	○	
不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の啓発活動、相談対応や財政的な支援	建設課		○	○	○	
	消防用設備の整備及び適切な維持管理、実践的な訓練の実施	総務課		○	○	○	
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート、Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	総務課		○	○		

	報道機関等との連携体制構築	総務課		○	○	○	
	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制整備	総務課		○	○		
過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理	総務課		○	○		

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、県と市町村で構成する協議会を設置し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、あらゆる手段を用いて情報収集に努めるとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、村民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した五木村タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの村民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、村民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 村民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を

国から村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く村民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動直後の研修実施や、災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
浸水被害の防止に向けた河川整備等	風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める	建設課	○	○	○		
	雨量や河川水位等の情報提供についての周知、村でのハザードマップ作成	総務課			○		
円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	建設課	○	○	○		
避難勧告等の適切な発令	避難勧告等の適切な発令のための情報収集、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し	総務課		○	○		
	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発	総務課		○	○		
事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施	総務課		○	○		
	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発	総務課		○	○	○	○
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート、Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	総務課		○	○		
	報道機関等との連携体制構築	総務課		○	○	○	
	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制整備	総務課		○	○		
災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	総務課		○	○		
防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化	総務課		○	○		
	人事異動直後の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	総務課			○		

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 村民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】 (再掲)

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、あらゆる手段を用いて情報収集に努めるとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、村民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。
- 村民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送の不感地帯・不明瞭地帯を平時の段階から解消するとともに、災害時に放送が中断することがないように、送信所、中継局等の整備を進める。

(警察・消防の通信基盤等の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、警察及び消防通信を確保し、被害状況等を迅速かつ的確に把握するため、通信指令システムの耐災性の強化及び統合型地理情報システム(GIS)の研究開

発など、警察・消防において通信指令システムの通信基盤・施設の強化を推進するとともに、被害情報等の管理能力の強化を図る。

(要支援者対策の推進) 【保健福祉課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しを促進する。

(観光客の安全確保等) 【ふるさと振興課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や民宿・コテージ等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・ふるさと振興課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時に、村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育委員会】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】 (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した五木村タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの村民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、村民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	総務課		○	○		
	報道機関等との連携体制構築	総務課		○	○	○	
	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備	総務課		○	○		
避難勧告等の適切な発令	避難勧告等の適切な発令のための情報収集、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し	総務課		○	○		
	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発	総務課		○	○		
通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結	総務課			○	○	
	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線の整備	総務課			○		
	国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連絡体制の構築	総務課	○	○	○	○	
	関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保	総務課			○	○	
	ラジオ放送の不感・不明瞭地帯を解消するとともに、災害時に放送が中断することがないように、送信所、中継局等の整備促進	総務課	○	○	○	○	
要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しの推進	保健福祉課			○		
観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育の実施	総務課			○	○	
外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置	総務課 ふるさと振興課		○	○	○	
情報伝達体制の整備と地域の共助	村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成	総務課			○	○	○
学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施	教育委員会			○		
	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築	教育委員会			○		○
事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施	総務課		○	○		
	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発	総務課			○	○	○

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村や県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に村の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「近隣市町村応援協定」及び「災害時の広域応援に関する協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【建設課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

（医薬品・医療機器等の確保対策）【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
備蓄の促進	啓発を通じた村民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進	総務課		○	○	○	○
	村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など必要な備蓄量の確保	総務課			○		
民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練を実施	総務課			○	○	
他市町村や県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備	他市町村との災害時応援協定等の締結による供給体制の多重化、強化	総務課		○	○		

国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	総務課			○		
水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設の耐震化	建設課		○	○		
医薬品・医療機器等の確保対策	備蓄品目の適正な保管管理、供給体制確保	総務課 保健福祉課			○		
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(2-2)

避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し) 【総務課・保健福祉課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化) 【総務課・教育委員会】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底) 【総務課・保健福祉課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築) 【総務課・保健福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や関係機関による研修・訓練等を実施する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時保健活動マニュアルを策定し、その周知を図る。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や関係機関による研修・訓練等を実施するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

(熊本DCATとの連携) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の連携について、平時から研修や実践訓練等を行う。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(災害時の活動拠点等の整備) 【ふるさと振興課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
指定避難所等の見直し	福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直し	総務課 保健福祉課			○		
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能の強化	指定避難場所の耐震化、各種トイレ等の整備	総務課 教育委員会			○		
指定避難場所等の周知徹底	指定避難所や福祉避難所の場所・制度等についての周知徹底	総務課 保健福祉課			○		
避難所運営体制の構築	避難所運営マニュアルの作成や研修・訓練等の実施	総務課 保健福祉課			○		
	公共施設等における施設の安全性の確認方法や多数の被災者を想定した対応体制の整備	総務課 保健福祉課			○		
避難所等の保健衛生・健康対策	災害時保健活動マニュアルの策定と周知	保健福祉課		○	○		
	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施の体制整備	保健福祉課			○		
福祉避難所の円滑な運営	福祉避難所運営に関するマニュアルの作成や研修・訓練等の取組み支援、福祉避難所制度の広報	保健福祉課			○	○	
熊本DCATとの連携	熊本DCATとの災害時の連携体制整備、研修・実践訓練	保健福祉課		○	○		

指定避難所以外の被災者の把握体制	指定避難所以外の避難所や車中泊者等の把握、情報や物資の提供体制整備	総務課 保健福祉課			○		
エコノミークラス症候群の予防	平時から発症リスクと予防法等の防災教育、報道機関と連携した発生直後からの広報体制づくり	保健福祉課			○		
災害時の活動拠点等の整備	道の駅の防災機能強化に向けた整備	ふるさと振興課		○	○		

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み) 【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、村民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務課】

- ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリを活用した情報収集能力の向上、連絡体制の充実を図る。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【ふるさと振興課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 自主防災組織が村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて「顔の見える関係」を構築するとともに、近隣村民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持) 【総務課・保健福祉課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、森林保全の計画的な

整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体	村民
孤立集落に対する取組み	孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制の構築	総務課			○		
防災消防及び警察ヘリコプターの活用	県及び警察との連携強化	総務課		○	○		
孤立集落の発生防止に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		
防災拠点等への再エネ設備等の導入	電力供給が途絶した場合でも防災拠点や避難所の機能を維持できるよう自立・分散型エネルギーを導入	ふるさと振興課			○	○	
自主防災組織の活動の強化	自主防災組織、村、消防団等の平時の活動を通じた「顔の見える関係」の構築	総務課			○	○	○
地域コミュニティの維持	地域の共助体制の強化、地域コミュニティ維持等の取組み支援	総務課 保健福祉課			○		○
山地・土砂災害対策の推進	森林保全の計画的整備及び早期避難体制の整備等	農林課		○	○		

(2-4)

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防、海保等の村外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県や村による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】 (再掲)

- 自主防災組織が村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
自衛隊、警察、消防、海保等の村外からの応援部隊の受入体制の整備	応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等の実施	総務課		○	○		
災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	総務課		○	○		
消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策	総務課			○	○	
	消防団の資機材の整備促進	総務課	○		○	○	
自主防災組織の活動の強化	自主防災組織と村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築	総務課			○	○	○
救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料の供給) 【総務課】

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を促す。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体	村民
活動に必要な燃料の供給	石油小売会社等との協定等による供給体制の整備	総務課		○	○	○	
災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	非常用電源や受水槽等の設備整備の促進	保健福祉課		○	○	○	
エネルギー供給に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、民間業者との協定の締結を推進する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【建設課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、建設事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体	村民
災害時の帰宅困難者の支援体制の整備	帰宅困難者への飲料水やトイレ、道路情報の提供に係る民間業者との協定締結	総務課			○	○	
公共交通機関に係る情報体制の整備	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化	建設課		○	○	○	

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化等) 【保健福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

(医療救護活動の体制整備) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、人吉医療センターと災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派

遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【総務課】

- 村内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
医療施設の耐震化等	医療施設の耐震化、スプリンクラー設置の促進	保健福祉課		○	○	○	
災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	非常用電源や受水槽などの設備整備促進	保健福祉課		○	○	○	
医療救護活動の体制整備	人吉医療センター締結している協定の運用強化、引き続き医療救護活動の体制の整備	保健福祉課			○	○	
実働機関のヘリコプターの活用	場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備	総務課		○	○	○	
医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【保健福祉課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】 (再掲)

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時保健活動マニュアルを策定し、その周知を図る。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等や関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活水の確保) 【建設課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、村民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(下水道BCPの充実) 【建設課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
感染症の発生・まん延防止	平時からの予防接種促進	保健福祉課			○		
避難所等の保健衛生・健康対策	災害時保健活動マニュアル策定、専門員の養成	保健福祉課		○	○		
	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施	保健福祉課			○		
エコノミークラス症候群の予防	平時からの発症リスクと予防法等や、被災地において加圧靴下の使用や予防に必要な運動などの啓発	保健福祉課			○		
生活水の確保	村民や村における生活水の確保のための事前の備えの促進	建設課			○		○
	家庭における生活水の確保に係る啓発	建設課			○		○
	村と事業者等における協定締結等の促進	建設課			○	○	
下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備	建設課			○		

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・建設課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防

災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や村地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【教育委員会】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、役場や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

- 市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

(村外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、村外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動直後の研修実施や、災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化	総務課 教育委員会		○	○		
	庁舎等の非常用電源設備の整備、電力供給に関する協定締結の促進	総務課			○	○	
	応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できる代替施設の事前確保	総務課			○	○	
業務継続可能な体制の整備	庁内BCPの高度化	総務課			○		
	受援計画の策定、地域防災計画に基づく個別分野別マニュアル等見直し	総務課			○		
	ネットワークの停止やデータ消失を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替器の確保	総務課			○		
学校における業務のスリム化とBCPの策定	災害に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ定めておくBCPの策定	教育委員会			○		
発災直後の職員参集及び対応体制の整備	職員等の安否確認の手段の整備、実効性のある訓練の実施及び各種災害対応マニュアルの整備	総務課			○		
自治体間の応援体制の構築	市町村相互の応援協定の締結や受援計画の策定	総務課		○	○		
村外からの応援部隊の受入体制の整備	応援側と受援側の役割分担のルール化	総務課			○		
防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化	総務課		○	○		○
	人事異動直後の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備				○		
職員の安全確保に関する意識啓発	災害時初動対応訓練等による職員の災害対応能力の向上	総務課			○		

(3-2) 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化)【総務課・建設課・教育委員会・施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時においても活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または他市町村等との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。

- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務課】

- 村境を越える広域的な大規模災害時、村外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行い、連携して災害対応を行う体制を整備するため、国や自衛隊等との合同訓練等を行う。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	警察・ 消防・ 国土	村民
防災拠点となる施設の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所の非構造部材を含めた耐震化の推進、エレベーター等の建築設備の安全対策	総務課 建設課 教育委員会 施設所管課			○	○	
	庁舎等の非常用電源設備の整備、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結	総務課			○	○	
	防災拠点施設の複数確保、他市町村等との相互補完体制の構築など多重性(リダンダンシー)の確保	総務課		○	○		
	応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できる代替施設を事前に確保	総務課			○		
広域的な災害に対応するための連携体制の強化	関係機関と迅速かつ適切な連絡調整、連携した災害対応体制の整備	総務課	○	○	○		

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

- 村民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送の不感地帯・不明瞭地帯を平時の段階から解消するとともに、災害時に放送が中断することがないように、送信所、中継局等の整備を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 更新・ 団体等	村民
防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	庁舎等の非常用電源設備の整備、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結	総務課			○	○	
通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結	総務課			○	○	
	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線の整備	総務課			○		
	国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連絡体制の構築	総務課	○	○	○	○	
	関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保	総務課			○	○	
	ラジオ放送の不感・不明瞭地帯を解消するとともに、災害時に放送が中断することがないように、送信所、中継局等の整備促進	総務課	○	○	○	○	

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 更新・ 団体等	村民
郵便事業の継続に向けた道路整備等	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)

- 村民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。
- 村民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送の不感地帯・不明瞭地帯を平時の段階から解消するとともに、災害時に放送が中断することがないように、送信所、中継局等の整備を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施	総務課		○	○		
	報道機関等との連携体制構築	総務課		○	○	○	
	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備	総務課		○	○		
通信手段の強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結	総務課			○	○	
	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備	総務課			○		
	国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築	総務課	○	○	○	○	
	関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保	総務課			○	○	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【ふるさと振興課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう村内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【ふるさと振興課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の

状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】 (再掲)

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【建設課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
事業者におけるBCP策定促進	村内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPへの改訂等の支援	ふるさと振興課			○	○	
金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化	ふるさと振興課			○	○	
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		
道路情報の迅速かつ正確な提供	防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制の整備	総務課		○	○		

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
エネルギー供給に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○	○	

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林課・建設課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(共済加入の促進) 【農林課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 更新・ 団体等	村民
農地・農業用施設の保全	用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理	農林課		○	○	○	○
災害時の集出荷体制の構築	農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理	農林課 建設課			○	○	
共済加入の促進	農業共済加入の促進	農林課			○	○	○

(5-4) 交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の交通ネットワークを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 更新・ 団体等	村民
交通ネットワークの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や

飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に村の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】 (再掲)

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(災害時の活動拠点等の整備) 【ふるさと振興課】 (再掲)

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練を実施	総務課			○	○	
他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備	他市町村との災害時応援協定等の締結による供給体制の多重化、強化	総務課		○	○		
国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	総務課			○		
備蓄の促進	啓発を通じた村民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進	総務課		○	○	○	○
	村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など必要な備蓄量の確保	総務課			○		
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

災害時の活動拠点等の整備	道の駅の防災機能強化に向けた整備	ふるさと振興課		○	○		
--------------	------------------	---------	--	---	---	--	--

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【ふるさと振興課】 (再掲)

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(電気、ガスBCPの策定) 【総務課・ふるさと振興課】

- 大規模災害時の電力及びガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化	平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携強化	総務課			○	○	
防災拠点等への再エネ設備等の導入	電力供給が途絶した場合でも防災拠点や避難所の機能を維持できるよう自立・分散型エネルギーを導入	ふるさと振興課			○	○	
電気、ガスBCPの策定	電気事業者及びガス事業者のBCP策定の促進	総務課 ふるさと振興課			○	○	

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【建設課】 (再掲)

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等など、水道施設の耐震化を促進する。

(応急給水体制の整備) 【建設課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(上水道BCPの策定) 【建設課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(BCP)の策定を促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	業 界・ 事 業 団 体	村民
水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設の耐震化	建設課		○	○		
応急給水体制の整備	平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有	建設課			○		
生活用水の確保	村民や村における生活用水の確保のための事前の備えの促進	建設課			○		○
	家庭における生活用水の確保に係る啓発	建設課			○		○
	村と事業者等における協定締結等の促進	建設課			○	○	
上水道BCPの策定	BCP策定の促進	建設課			○		

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【建設課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、流域下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。また、下水道施設等の耐震化等を促進する。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、マンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

(浄化槽の整備等) 【建設課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制（地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む）を構築する。

(下水道BCPの充実) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
下水道施設等の耐震等	村の下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持修繕・改築	建設課		○	○		
	マンホールトイレ整備、被災していない下水処理場等での仮設トイレのし尿の受入れ体制整備	建設課			○		
浄化槽の整備等	合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制構築	建設課			○		
下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備	建設課			○		

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務課・ふるさと振興課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
公共交通機関に係る情報体制の整備	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化	総務課		○	○	○	
従業員等の一斉帰宅抑制等の促進	事業所等での交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の啓発	総務課 ふるさと振興課			○	○	
	帰宅困難者用の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄	総務課 ふるさと振興課			○	○	
地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
応急給水体制の整備	平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有	建設課			○		
生活用水の確保	村民や村における生活用水の確保のための事前の備えの促進	建設課			○		○
	家庭における生活用水の確保に係る啓発	建設課			○		○

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 住宅地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設課】 (再掲)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保

に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行う。又、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防署を通じ、普及促進を図る。

(自衛隊、警察、消防、海保等の村外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	警察・ 消防・ 団体等	村民
住宅密集地における火災の拡大防止	感震ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器の普及	総務課		○	○		○
自衛隊、警察、消防、海保等の村外からの応援部隊の受入体制の整備	応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等の実施	総務課		○	○		
消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策	総務課			○	○	
	消防団の資機材の整備促進	総務課	○		○	○	

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害や交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、耐震診断、耐震改修等を進める。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業・ 団体	村民
沿道建築物の耐震化、通行空間の確保	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、無電柱化	建設課	○	○	○	○	
被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成	建設課		○	○		

(7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【保健福祉課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国及び事業者と連携した取組みを進める。

(アスベスト対策) 【保健福祉課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業・ 団体	村民
有害物質の流出対策等	事故時の応急措置や環境調査に活用する情報整理、事故発生を想定したマニュアル整備	保健福祉課			○	○	
アスベスト対策	アスベスト建材使用の可能性の高い建築物リストの整備、防じんマスクの備蓄	保健福祉課			○	○	

(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることで、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防

止するため、地域住民と連携し「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進) 【農林課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林課・建設課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興) 【農林課・ふるさと振興課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体	村民
農業生産基盤の整備及び保全管理	農業生産基盤の整備及び保全管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮	農林課			○	○	○
鳥獣被害対策の推進	地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進	農林課			○	○	○
適切な森林整備の推進	伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備 【森林整備】 ・「公益的機能別施業森林」の区域内において実施する間伐等の森林整備 9 h a ・山地災害危険地区等の周辺森林において実施する間伐等の森林整備 39 h a 【林道整備】 ・球磨川地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備1路線	農林課			○	○	○
山地・土砂災害対策の推進	治山施設や保安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了	農林課 建設課		○	○		
中山間地域の振興	中産間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成 【農地の保全管理】 中山間地域直接支払交付金（4地区）	農林課 ふるさと振興課			○		○

(7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 村内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信	総務課		○	○		
	他市町村や村内観光事業者と連携体制を構築し、正確な情報収集や迅速な情報発信を実施	総務課			○	○	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定) 【保健福祉課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを定めた、災害廃棄物処理計画の策定を推進する。

(仮置場の選定) 【保健福祉課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計し、仮置場候補地の選定を促進する。

(県、他市町村による支援体制整備) 【保健福祉課】

- 甚大な被害により村における災害廃棄物処理が困難になった場合に備え、迅速かつ適切な処理が行えるよう、県、他市町村等との協定の締結等、災害廃棄物処理体制の整備を図る。

(関係団体等との連携) 【保健福祉課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
災害廃棄物処理計画の策定	村災害廃棄物処理計画の策定	保健福祉課			○		
仮置場の選定	仮置場候補地の選定	保健福祉課			○		
県、他市町村からの支援体制整備	村での災害廃棄物処理困難な場合に備えた体制整備について県、他市町村との協定締結	保健福祉課		○	○		
関係団体等との連携	損壊家屋撤去や災害廃棄物処理について県及び関係団体等と相互協力体制の整備	保健福祉課		○	○	○	

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建

設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(学校における人材の育成) 【教育委員会】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事業所・ 団体等	村民
建設関係団体との連携による 応急復旧体制の強化	建設関係団体との連携体制の強化、訓練等実施	建設課			○	○	
学校における人材の育成	災害対応の専門的知識を有する人材育成	教育委員会			○		
災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築	総務課 保健福祉課		○	○		
罹災証明書の速やかな発行	村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等	総務課			○		
被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成	総務課 住民税務課		○	○		
被災文化財の復旧及び埋蔵 文化財発掘調査を行う体制 の整備	文化財保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成	教育委員会			○		
	埋蔵文化財発掘調査等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成	教育委員会			○		

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【総務課・保健福祉課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(地籍調査の実施) 【住民税務課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

(地震保険加入率の向上) 【総務課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、村民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携) 【総務課・保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に村民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【ふるさと振興課】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 業新・ 団体	村民
罹災証明書の速やかな発行	村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等	総務課			○		
応急仮設住宅の迅速な提供	建設型仮設住宅の候補地選定や村民との合意形成の促進、借上型仮設住宅の運営体制整備、団体等との情報共有	総務課 保健福祉課			○	○	
地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等の明確化	住民税務課			○		
地震保険加入率の向上	村民への地震保険制度の周知・啓発	総務課			○		○
災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築	総務課 保健福祉課		○	○		
相談体制の整備	各種相談に対応するための体制整備	総務課			○		
金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化	ふるさと振興課			○	○	

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時に、地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総務課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携) 【教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【総務課・保健福祉課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、村民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参

加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進する。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
地域における共助の推進	村と自主防災組織との連携強化、自治会等の活動強化、地域防災リーダー育成の充実等	総務課			○		○
自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化	自主防犯組織等の防犯講話や装備資機材の整備充実等の支援	総務課			○		○
地域と学校の連携	コミュニティ・スクールの推進や学校と地域の連携協働体制強化	教育委員会			○		○
地域コミュニティの維持	地域コミュニティ維持に係る取組み支援	総務課			○		○
	被災者孤立防止のため、見守りに資する体制構築	総務課 保健福祉課			○		○
消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策	総務課			○	○	
	消防団の資機材の整備促進	総務課	○		○	○	

(8-5) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

- 村内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(地籍調査の実施) 【住民税務課】

- 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

推進方針 項目	推進方針 概要 具体的な取組内容や事業箇所等	担当課	取組主体・関係機関等				
			国	県	村	事業者・ 事新・ 団体等	村民
迅速な復旧・復興に向けた道路整備	村内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の早期啓開体制の構築 【道路整備事業】 村道神屋敷線、村道折立線 【橋梁補修事業】 白岩戸第一号橋、折立第二号橋、折立第五号床版橋他 【橋梁トンネル定期点検事業】 橋梁 113、トンネル 1 【落石対策事業】 村道梶原線	建設課	○	○	○		
地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等の明確化	住民税務課		○	○		

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制の下、計画を推進していく必要がある。本村の強靱化に向けて、国や県、関係事業者、村民などとの連携・協力を促進、地域コミュニティの活性化等を通じて平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

2 計画の見直し

本計画は、施策ごとの重要業績指標（KPI）や関連事業などの進捗状況を把握するため、定期的にフォローアップを行う。

また、今後の社会経済情勢の変化や国や県などの国土強靱化施策の推進状況等も考慮しつつ、計画期間中（令和2年度から令和6年度までの5年間）であっても、必要に応じ見直しを検討していく。

なお、本計画は、村の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

<重要業績指標（KPI）一覧【県全体】>

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる				
住宅の耐震化率	79.0%	H27	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	H37
住宅耐震化補助制度（診断、設計、改修に係る費用補助）がある市町村数	耐震診断 45 市町村 耐震改修 20 市町	H28	45 全市町村	H31
市町村率学校の非構造部材の耐震対策率	81.0%	H29.4.1	100%	H31
災害拠点病院の耐震化率	92.9%	H28.9.1	100%	H32
病院のスプリンクラー整備率	84.7% 211 棟(設置済棟数 (H28 年度末))/249 棟 (設置義務有病院の病 院数(H26.9 調査))	H28	100%	H37
介護施設等のスプリンクラー整備率	97.0% 1,139(設置済)/1,174 (全施設数)	H28	100%	H30
多数の者が利用する建築物の耐震化率	90.0%	H27	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	H37
道路網の整備率	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率	34.3%	H27	100%	H30

県管理河川の整備率	53.9%	H28	54.5%	H31
山地災害危険地区内の集落における治山事業着手率	53.4%	H27	57.0%	H31
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数	17件	H28	150件(戸)/5年	H31
避難行動要支援者に対する避難支援計画(個別計画)策定市町村数	13市町村	H27.4.1	45全市町村	H31
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)				
水道基幹管路の耐震適合率	26.1%	H27	31.0%	H30
幹線道路の整備進捗率(供用率)	52.8%	H28	76.9%	H31
道路網の整備率【再掲】	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率【再掲】	34.3%	H27	100%	H30
トンネル点検実施率	70.0%	H28	100%	H30
再生可能エネルギー導入量	55万kL	H27	60万kL	H32
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合	40.3%	H27	100%	H31
集落の維持・活性化にモデル的に取り組む地域数	11地域	H28	27地域/5年	H31
中山間地域における農業振興ビジョン策定地区数	-	-	11地区	H31
山地災害危険地区内の集落における治山事業着手率【再掲】	53.4%	H27	57.0%	H31
警察庁舎の耐震化率	95.6%	H29.4	100%	H33
消防本部・消防署所の耐震化率	78.7%	H27	90.0%	H32
熊本県の消防団員数(対人口比)	1.9%	H28.4.1	1.9%	H31.4.1
DMA T数	32チーム	H28	26チーム	H29
災害拠点病院の耐震化率【再掲】	92.9%	H28.9.1	100%	H32
災害拠点病院におけるBCP策定率	35.7%	H28.1月末	100%	H30
予防接種法に基づく予防接種麻疹/風しんワクチンの接種率	第2期接種:94.4%	H27	95.0%	H31
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する				
警察庁舎の耐震化率	95.6%	H29.4	100%	H33
信号機電源付加装置の整備	143基	H28	146基	H31
防災拠点施設である県庁舎及び総合庁舎の耐震化率	95.5%	H29.5	100%	H31
多数の者が利用する建築物の耐震化率	90.0%	H27	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	H37
BCP策定市町村数	-	-	45全市町村	H31
地域と一体となった訓練の実施市町村数	-	-	45全市町村	H31
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する				
幹線道路の整備進捗率(供用率)【再掲】	52.8%	H28	76.9%	H31
道路網の整備率【再掲】	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率【再掲】	34.3%	H27	100%	H30
トンネル点検実施率【再掲】	70.0%	H28	100%	H30
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない				
BCP策定支援延べ企業数	22件	H27	400件/4年	H31

幹線道路の整備進捗率（供用率）【再掲】	52.8%	H28	76.9%	H31
道路網の整備率【再掲】	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率【再掲】	34.3%	H27	100%	H30
トンネル点検実施率【再掲】	70.0%	H28	100%	H30
農業共済加入率	71.1%	H28	90.0%	H33
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				
県電気事業施設の耐震化率	86.0%	H28	100%	H31
再生可能エネルギー導入量	55万kL	H27	60万kL	H32
水道基幹管路の耐震適合率	26.1%	H27	31.0%	H30
合併処理浄化槽の普及率	14.2%	H27	16.7%	H37
道路網の整備率【再掲】	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率【再掲】	34.3%	H27	100%	H30
7 制御不能な二次災害を発生させない				
熊本県の消防団員数（対人口比）【再掲】	1.9%	H28.4.1	1.9%	H31.4.1
信号機電源付加装置の整備【再掲】	143基	H28	146基	H31
日本型直接支払の取組面積	8.0万ha	H28	9.7万ha	H31
間伐面積	-	-	12,300ha	H31
山地災害危険地区内の集落における治山事業着手率【再掲】	53.4%	H27	57.0%	H31
集落の維持・活性化にモデル的に取り組む地域数【再掲】	11地域	H28	27地域/5年	H31
中山間地域における農業振興ビジョン策定地区数【再掲】	-	-	11地区	H31
農業共済加入率【再掲】	71.1%	H28	90.0%	H33
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
市町村災害廃棄物処理計画の策定市町村数	18市町村数	H28	45全市町村	H30
新卒（中学・高校）者の建設業就業者数	307人	H28	900人/5年	H31
地籍調査進捗率	82.2%	H28	88.3%	H31
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合【再掲】	40.3%	H27	100%	H31
市町村立学校におけるコミュニティ・スクール数	67校	H29.4	70校	H31
熊本県の消防団員数（対人口比）【再掲】	1.9%	H28.4.1	1.9%	H31.4.1
幹線道路の整備進捗率（供用率）【再掲】	52.8%	H28	76.9%	H31
道路網の整備率【再掲】	83.5%	H28	87.8%	H31
橋梁点検実施率【再掲】	34.3%	H27	100%	H30
トンネル点検実施率【再掲】	70.0%	H28	100%	H30
県管理河川の整備率【再掲】	53.9%	H28	54.5%	H31

【 別紙 】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)

- 本村の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化)

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止)

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(ガス設備の耐災性の強化)

- 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策)

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備)

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。

(通信手段の機能強化)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県や国との防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(要支援者対策の推進)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応)

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(県・市町村での備蓄の推進)

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(医薬品・医療機器等の確保対策)

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営)

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(熊本DCA Tの体制整備)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から連絡体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する市町村と連携した取組み)

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用)

- 多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対する熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリの迅速な要請を行う為の連絡体制を整備する必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、村内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維

持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織の活動の強化)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(孤立集落発生の防止)

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)

- 大規模災害時、警察や消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防の災害対処能力の強化)

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、村内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、村外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(国及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築)

- 大規模災害時、道路及び物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(活動に必要な燃料の供給)

- 大規模災害時、村外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備)

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化等)

- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策等を促進する必要がある。

(災害時の医療体制の整備)

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。

(医療救護活動の体制整備)

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護

所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(熊本DPA Tの整備)

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

(災害時健康危機管理支援チームの整備)

- 大規模災害時、保健所の被災や職員の負傷により公衆衛生対策に遅れが生じるおそれがあることから、保健所間で災害関連業務を補完し合う仕組みが必要である。

(広域医療搬送拠点の整備)

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、重症患者等を被災地域外の医療機関へ搬送できる連絡体制を整備する必要がある。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活水の確保)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞

するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備)

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築)

- 大規模災害時、村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発)

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、村と県・国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、村と県・国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な村内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、村内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築)

- 大規模災害時、道路及び物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築)

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化)

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本村で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進)

- 風水害などにより、農作物が被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4 交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路寸断等の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(民間企業・他町村・県等と連携した食料等の供給体制の整備)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルート確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築）

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（電気、ガスBCPの策定）

- 大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（応急給水体制の整備）

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（上水道BCPの策定）

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備す

る必要がある。

(浄化槽の整備等)

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、村内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化)

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策)

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進)

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進)

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進)

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興)

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築)

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保)

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成)

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対

応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な提供)

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

(地籍調査の実施)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(地震保険加入率の向上)

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、村民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備)

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、村民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携)

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時

から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本村と村外を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の交通安全対策)

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

(地籍調査の実施)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

